

社会福祉法人えどがわ 理事会運営規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人えどがわ（以下「法人」という。）の理事会の運営に
関

し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第 2 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べるものとする。

(権限)

第 3 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務の決定を理事に委任することがで
きない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(報告事項)

第 4 条 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度の定例理事会において、自己の職
務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、法人の業務及び財産の状況を監査し報告しなければならない。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認め
るとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認
めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第 2 章 理事会の種類及び招集

(理事会の種類及び開催)

第 5 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 定例理事会は、事業年度ごとに 4 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
- (4) 監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は、監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第6条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、前条第3項第2号又は第4号前段の規程による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

5 理事会を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発することができる。

6 第4項及び第5項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(議長)

第7条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事長がやむを得ない事情で欠席した場合は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第8条 理事会は、定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第9条 理事会の決議は、定款に定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第101条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該

提案につき理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 11 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（議事録）

第 12 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録が書面をもって作成されているときは、理事会に出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 議事録には次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開催された日時及び場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

(4) 議長の氏名

(5) 理事会に出席した理事、監事の氏名

(6) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(7) その他法令及び施行規則に定められた事項

第 4 章 補 則

（改廃）

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。